

お客様各位

はなさく生命保険株式会社

### 特定キャッシュレス決済扱特約について

保険料を「d払い」によりお支払いいただくご契約の場合、保険料の払込経路は「特定キャッシュレス決済扱」となり、以下の「特定キャッシュレス決済扱特約」が適用されます。この場合、保険料の払込回数は月払（年12回払込み）のみとなります。

#### 特定キャッシュレス決済扱特約

##### 第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主約款に定める保険料払込方法（経路）に代えて、会社が指定する電子的な決済手段（以下、「特定キャッシュレス決済手段」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。この場合、主約款の規定にかかわらず、保険料払込方法（経路）は、特定キャッシュレス決済扱が選択されたものとしします。
- 会社は、この特約の適用に際して、特定キャッシュレス決済手段による支払サービスを提供する事業者（以下、「支払サービス提供事業者」といいます。）に保険契約者と支払サービス提供事業者との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき特定キャッシュレス決済手段が利用可能な状態であること等の確認を行うものとしします。

##### 第2条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社が会員規約等にもとづき特定キャッシュレス決済手段が利用可能な状態であることおよび特定キャッシュレス決済手段の利用限度額内であること等（以下、「特定キャッシュレス決済手段の利用可能状態等」といいます。）を確認し、支払サービス提供事業者に保険料を請求した時に、その払込があったものとしします。
- 同一の特定キャッシュレス決済手段により2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとしします。
- 保険契約者は、会員規約等にしたがい、保険料相当額を支払サービス提供事業者に払い込むことを要します。
- 会社は、特定キャッシュレス決済手段により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

##### 第3条（特定キャッシュレス決済手段の利用可能状態等の確認ができなかった場合等の取扱）

- 会社が特定キャッシュレス決済手段の利用可能状態等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、その払込期月の保険料から、会社の承諾を得て特定キャッシュレス決済手段を他の特定キャッシュレス決済手段に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 会社が支払サービス提供事業者から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - 特定キャッシュレス決済手段の利用可能状態等の確認が行われた後に保険契約者が支払サービス提供事業者に対して保険料相当額を支払っている場合には、保険契約者は、つぎの払込期月の保険料から、会社の承諾を得て特定キャッシュレス決済手段を他の特定キャッシュレス決済手段に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
  - 特定キャッシュレス決済手段の利用可能状態等の確認が行われた後に保険契約者が支払サービス提供事業者に対して保険料相当額を支払っていない場合には、前条（保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、保険料の払込はなかったものとしします。この場合、保険契約者は、その払込期月の保険料から、会社の承諾を得て特定キャッシュレス決済手段を他の特定キャッシュレス決済手段に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 第1項または前項の場合、保険契約者は、特定キャッシュレス決済手段を他の特定キャッシュレス決済手段に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更するまでの間の未払込保険料を、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

##### 第4条（諸変更）

- 保険契約者は、会社の承諾を得て、特定キャッシュレス決済手段を他の特定キャッシュレス決済手段に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者が特定キャッシュレス決済手段による保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出てもう他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 支払サービス提供事業者が特定キャッシュレス決済手段による保険料の払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の承諾を得て特定キャッシュレス決済手段を他の特定キャッシュレス決済手段に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

##### 第5条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- 保険料の払込を要しなくなったとき
- 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき

以上